

令和8年5月12日

於：梅丘パークホール

第1回 区民活動・交流部会及び文化・芸術部会

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会議の進め方について

5 議 題

(1) 報告案件

- ① 準備会から委員会への引継ぎ事項
 - ア. 施設運営にあたっての確認事項
 - イ. 準備会での主な議題
- ② 開設までのスケジュール及び部会での主な議題について
- ③ 4月7日事業運営委員会の報告

(2) 審議案件

- ① オープニングイベントの企画（参画）検討、全体振付
- ② 利用憲章（案）検討
- ③ オープニングイベントでの課題解決テーマ設定の具体化
- ④ 広場のマルシェに使用するシェード作成

6 次回の日程等

【配布資料】

- 1 部会各議題資料一式（座席表、資料1～11）

世田谷区本庁舎 区民交流活動拠点
区民活動・交流部会及び文化・芸術部会 委員名簿

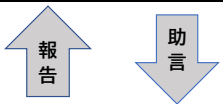
資料1-1

	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等
「区民活動・交流」及び「文化・芸術」部会	1	中間支援組織	団体支援	松下 洋章	社会福祉法人世田谷ボランティア協会
	2	中間支援組織	団体支援	尾崎 一美	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
	3	中間支援組織	団体支援	菊池 直人	一般財団法人世田谷トラストまちづくり
	4	区内活動団体	賑わい創出等	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長
	5	区内活動団体	シニア活動	河上 勇	生涯現役フェア実行委員長
	6	区内活動団体	障害者関連団体	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長
	7	学生(若者)	—	酒井 希埜	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)
	8	学生(若者)	—	池田 煌汰朗	国士舘大学 NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA)
	9	行政(代表)	—	伊藤 祐二	市民活動推進課長
	10	行政	—	望月 美貴	障害施策推進課長
	11	運営事業者	—	上達野 めぐみ	区民交流スペース等運営事業者
	1	中間支援組織	団体支援	川島 英樹	公益財団法人せたがや文化財団
	2	区内活動団体	賑わい創出等	検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者
	3	区内活動団体		検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者
	4	行政	—	大谷 周平	文化・国際課長

委員一覧表

運営方法について

令和8年4月～						
(仮称)事業運営委員会 委員名簿(案)						
	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
委員会	1	学識経験者	デザイン、市民参加	齋藤 啓子	武蔵野美術大学名誉教授	【主な議題】 ○事業運営方針の策定・改定等 ○年間事業計画の検討 ○拠点施設の利用ルール等の検討 ○拠点施設の利用状況の共有(日常の利用状況、アンケート結果分析等の確認) ○施設運営上の課題に対する部会への助言 【開催頻度】 年3回程度
	2	学識経験者	文化・芸術	曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授	
	3	学識経験者	みどり	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	
	4	区内活動団体	区民活動	柴田 真希	NPO法人まちこらぼ代表理事	
	5	区内活動団体	区民活動、子ども	松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事	
	6	区民(公募)	—	土屋 優介	公募区民(18歳～39歳対象)	
	7	区民(公募)	—	岡 悠人	公募区民(18歳～39歳対象)	
	8	運営事業者	—	施設長	区民交流スペース等運営事業者	
	9	行政	—	部長	生活文化政策部長	
	10	行政	—	課長	市民活動推進課長	



		No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
「区民活動・交流」及び「文化・芸術」部会	区民活動・交流	1	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	【主な議題】 ○運営上の課題に対する企画・支援 ○施設の活性化に向けた企画検討 ○「(仮)市民活動フェアイベント」の企画(参画)検討 ※上記イベントには文化・芸術に参加・体験できたり、地域アーティストや文化団体と連携し活躍の場を提供するような内容も検討する。 ○利用状況等の把握と検討 【開催頻度】 年3回程度
		2	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	
		3	中間支援組織	団体支援	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	
		4	区内活動団体	賑わい創出等	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	
		5	区内活動団体	シニア活動	河上 勇	生涯現役フェア実行委員長	
		6	区内活動団体	障害者関連団体	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	
		7	学生(若者)	—	酒井 希埜	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	
		8	学生(若者)	—	池田 煌汰朗	国士館大学 NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA)	
		9	行政(代表)	—	課長	市民活動推進課長	
		10	行政	—	課長	障害施策推進課長	
	文化・芸術	11	運営事業者	—	施設長	区民交流スペース等運営事業者	
		1	中間支援組織	団体支援	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	
		2	区内活動団体	賑わい創出等	検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者	
		3	区内活動団体		検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者	
	みどり部会	4	行政	—	課長	文化・国際課長	
		No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	
		1	中間支援組織	団体支援	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	
		2	区内活動団体	みどり	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	
		3	区内活動団体	みどり	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	
		4	学生(若者)	—	松澤 櫻太郎	東京農業大学	
		5	学生(若者)	—	堀 集人	駒沢大学ボランティアサークル(学生ボランティアネットワーク)	
		6	行政(代表)	—	課長	庁舎管理担当課長	
		7	行政	—	課長	みどり政策課長	
		8	行政	—	課長	市民活動推進課長	
		9	運営事業者	—	施設長	区民交流スペース等運営事業者	

【具体的な運営方法】

●委員長について

- ・委員会に委員長、副委員長を置く。
- ・部会には部会長等は設置しない。

●部会の役割

- ・施設の魅力とつながりを高め利用を広げるための企画、支援を行う。
 - ①施設の利用状況を把握し課題と活性化策を検討する。
 - ②メンバーのネットワークを活かし参画体制を広げる。
 - ③状況に応じて事業を企画・実施する((仮)市民活動フェア等)
- ・運営事業者の事業運営に対して助言し方向性を示す等の指南役
- ・部会の総理は各部会事務局が行うとし、また行政各所管は協力・連携する。

【子ども・若者からの意見集約】

●区民委員(18歳～39歳)の設置

- ・若い世代ならではの発想や意見を交流拠点施設事業に反映し、当該世代の方の参加も広げていきたいとの趣旨から18歳～39歳に限定した区民委員を委員会に設置する。

●子どもからの意見集約

- 「意見箱を交流スペースに設置しての子ども向け利用アンケート」、「利用団体(子ども関連団体)へのヒアリング」「子ども対象イベント実施時のアンケート」などにより意見聴取を行い、結果を委員会に共有して事業運営にフィードバックする。

【柔軟な委員会運営】

●クロスオーバー参加

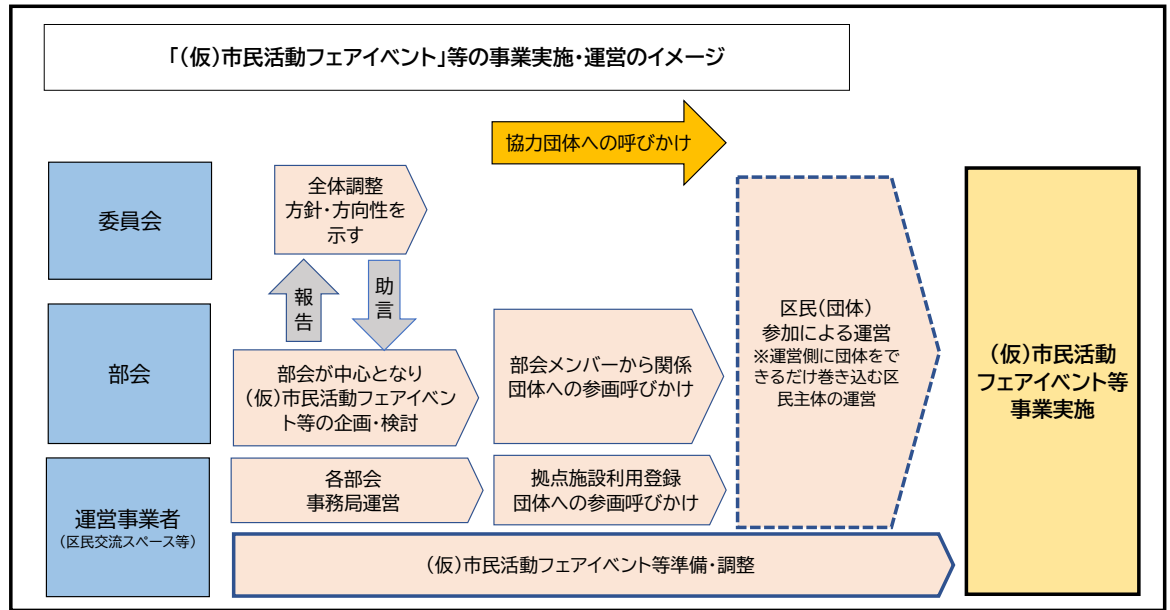
- 委員会、部会双方への参加(報償費なし)や、部会委員の別の部会への参加も可能(任命事由がある場合、クロスオーバー参加可、報償費あり)

●検討部会設置

- 委員会委員、部会委員以外に、その時の検討議題に合わせて専門性のある方などに委員会、又は部会参加していただくことも可能(委員会、部会が招へいした場合、報償費あり)

【任期について】

- 任期は2年とする。再任は可能だが、2回までとする(最長6年)。委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。



世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会設置要綱

令和8年3月16日

7世市活第826号

(目的及び設置)

第1条 本庁舎等において整備する区民会館、区民交流スペース、広場、屋上庭園等の多様な区民利用・交流拠点施設で行う事業（以下「区民利用・交流拠点施設事業」という。）の運営における情報及び課題を関係者が共有し、並びに改善策を話し合う場とする、世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 区民利用・交流拠点施設事業の運営及び事業の内容に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員会並びに区民活動・交流部会及び文化・芸術部会、みどり部会（以下「部会」という。）をもって構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者11名以内をもって組織し、区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 区内活動団体代表者

(3) 区内に在住、在勤又は在学する公募により選出した者

(4) 区民利用・交流拠点施設事業運営業務委託受託者

(5) 区職員のうち、別表に掲げる職にある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

3 部会の委員は、次に掲げる者11名以内をもって組織し、区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 区内活動団体代表者

(2) 区内在住、在学の大学生

(3) 区民利用・交流拠点施設事業運営業務委託受託者

(4) 区職員のうち、別表に掲げる職にあるもの

(5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

4 区長は、区内活動団体に対して、委員会又は部会の出席者の推薦を依頼することができる。この場合において、当該推薦を受けた出席者は、その委員会又は部会に限り委員とみなす。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部会の総理は事務局において処理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、部会は、事務局が招集する。

2 委員会及び部会は、委員2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員会に報告し、委員長の決するところによる。

5 部会は、審議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

6 委員会及び部会は公開とする。ただし、委員会及び部会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(任期)

第6条 委員会及び部会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任は、2回までとする。

2 委員会及び部会の委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を置くことができる。この場合におい

て、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、検討部会を置くことができる。

2 検討部会の組織その他運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、生活文化政策部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 委員会

生活文化政策部長
生活文化政策部市民活動推進課長

2 部会

区民活動・交流部会	生活文化政策部市民活動推進課長
	障害福祉部障害施策推進課長
文化・芸術部会	生活文化政策部文化・国際課長
みどり部会	庁舎整備担当部庁舎管理担当課長
	みどり33推進担当部みどり政策課長
	生活文化政策部市民活動推進課長

会議の進め方について

1 ラウンドテーブル方式等を取り入れた話しやすい雰囲気づくり

【事業者提案事項】

■ ラウンドテーブル方式やテーマを決めたワークショップ形式で行う



自由闊達な議論を実現するため、必要に応じてテーマを決めてラウンドテーブル方式やワークショップ形式で意見交換を行います。

2 進行、運営方法の変更

(目的)

委員の発言時間の確保、区事務局の1問1答形式の廃止、合議制による会議運営方式の導入

(内容)

- ・進行は事業者事務局が行う。
- ・事業者は組立ての事前検討・調整を区と協議の上行い、当日は適宜委員のフォロー、GWのファシリテーター等を行う。
- ・区事務局は、各委員と同じ立場で必要に応じて発言する。

例)例えばオープニングイベントが議題の場合は、出た意見を踏まえて委員会としての方向性や結論を進行役が中心となり決めていく。

3 オープニングイベント参加団体との調整状況の共有について(アプリシステムの導入)

(目的)

- ・委員が随時進捗状況をアプリで把握することができる
- ・委員会や部会前に大量の資料等を共有することを避けられる。

(内容)

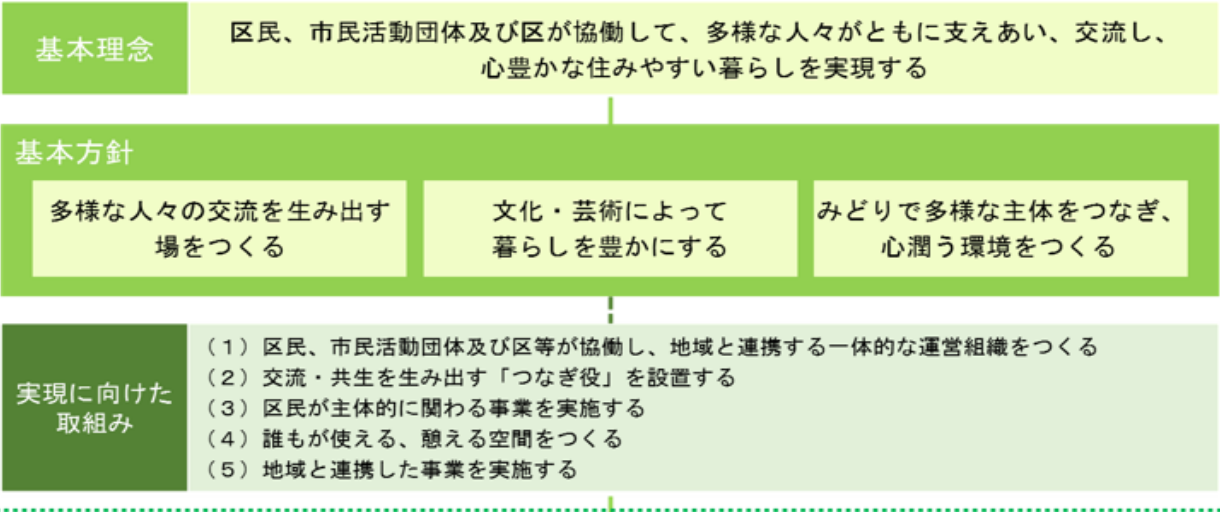
- ・コミュニケーションアプリを導入し、委員会、部会の開催の間に行っている団体とのイベントの調整状況を各委員が把握できるようにする。

○区民利用・交流拠点施設運営にあたっての確認事項

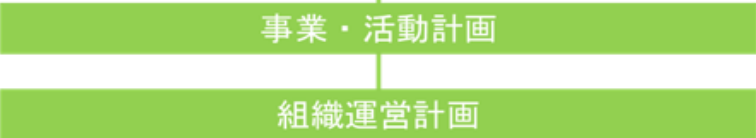
本庁舎等整備基本構想に掲げる基本的方針

区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎

運営基本計画



事業運営実施計画



基本方針に基づく事業概要

区民活動・交流事業	文化・芸術事業	みどり事業
- 市民活動団体の活動や展示の場を提供し、可視化する事業 - 市民活動に関する情報収集・発信事業 - 市民活動団体の活動、交流を促進し、持続性を高める事業 - 市民活動団体の新たな活動を支援する事業 - 区民と区の交流、協働を生み出す事業 - 区民の憩いの場所を演出する事業	- 区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業 - 地域のアーティスト、文化団体と連携する事業 - 区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業 - 文化・芸術の多様性を活かした事業	- みどりに触れ、育む機会を提供する事業 - 地域にみどりを広げるための事業 - みどりを共に育む事業 - みどりを通じて環境保全に寄与する事業
全体調整		
区民利用・交流拠点としての一体性を保持し、全体の事業効果を最大化するため、全体調整を図ります。 - 利用調整 - 異なる分野が連携した事業 - 周辺地域と連携して行う事業 - 施設を活用した賑わい創出事業 - 広域的に展開する事業 (仮称) 事業運営委員会事務		

本資料は、施設の運営にあたり根幹となる事項を明確化し、様々な事項を決定する上での軸とし、また、委員や区職員が交代してしまってもこれまでの検討の積み上げを継承していくことを目的に作成したものであり、重要事項の決定やメンバー交代の際などに逐次、共有するものとする。

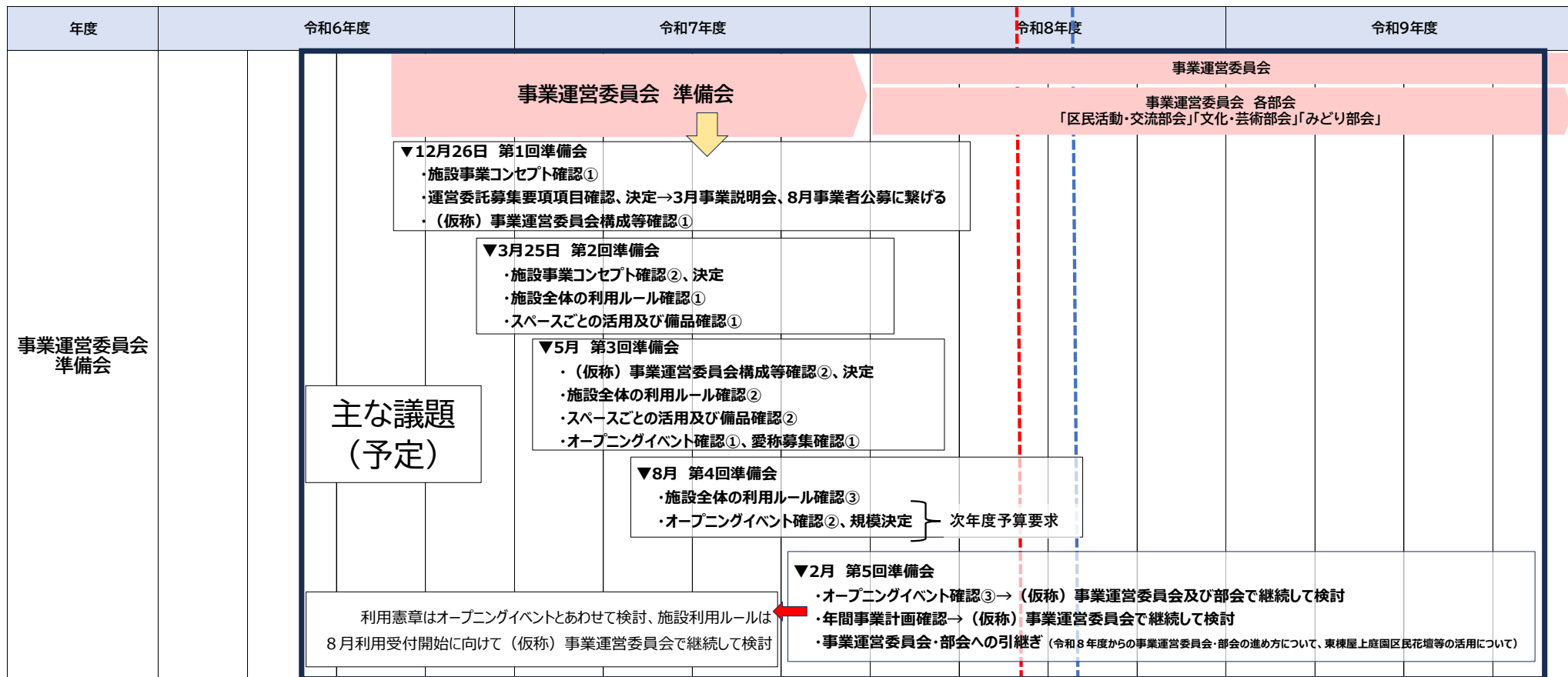
No.	運営にあたっての確認事項
1	原則無料・予約不要・営利可能な場づくり
	(解説) 施設や備品を原則無料かつ予約不要・当日申請で利用可能とするが、先着順により特定の団体等が占有することがないよう、予約が必要な活動は事前相談を必須とし、事前相談では区民参加・交流・協働につながるよう利用調整を行う。また、賑わいの創出を通じた交流の促進が見込まれれば営利での活動も妨げない。
2	定期的かつ魅力的なイベントの実施・気軽に立ち寄れる場づくり
	(解説) 開庁時や閉庁時に関わらず定期的かつ魅力的なイベント実施等により賑わいを創出する。また、イベント実施だけでなく区役所に来られた様々な方々が気軽に立ち寄れ、思い思いの時間を過ごせるような空間づくりを行う。
3	柔軟に見直し(トライ&エラー)が可能な施設運営
	(解説) ルール等は固定化しすぎず、随時利用団体や区民からの意見徴取、利用状況等の分析を行い、区、運営事業者、区民、団体で構成する(仮称)事業運営委員会で一体的に協議し、適宜柔軟に見直し(トライ&エラー)を図る。また、新たな人材を育成し、次世代との循環を図るため、委員は再任の回数を制限するなど長期の固定化を避ける。
4	チャレンジ・バージョンアップ・マッチング
	(解説) 活動経験の有無に関わらず、新たな活動へのチャレンジや、よりよい活動へのバージョンアップを促すため、相談対応を通して、実施に向けての企画提案・助言や、関連する団体や区所管へのマッチング、活動の情報発信などを行う。
5	区民、団体、区職員がオープンな活動に参加し、交流や協働を育み、課題解決に寄与
	(解説) 本庁舎にある利点を生かし、区民、団体、区職員が区民交流スペースを中心としたオープンな活動に積極的に参加し、そこで交流や協働が生まれ、広がることにより、区や地域が抱える課題や区民や団体のニーズをよりの確に捉え、施策への反映や課題の解決にも繋げていく。
6	区及び運営事業者が中心となって、区民、団体、区をつなぐ
	(解説) 区(市民活動推進課)及び運営事業者は、場の提供や情報発信、相談対応等の団体活動の支援を始め、区民、団体、区関係所管とのマッチングや交流の機会を創出するつなぎ役の機能を担う。

区民利用・交流拠点施設 準備会での主な議題について

区民利用・交流拠点施設 全体スケジュール

2期工事竣工 令和8年9月18日頃▼

▼令和8年11月 区民利用・交流拠点施設 開設予定



区民利用・交流拠点施設 開設までの運営委員会・部会スケジュールと主な議題について

区民利用・交流拠点施設 全体スケジュール 2期工事竣工 令和8年9月18日(予定)▼

▼令和8年11月 区民利用・交流拠点施設 開設予定

年度	令和8年度						令和9年度	
	4～6月	7～9月		10～12月	1～3月		4～6月	7～9月
事業運営委員会	▼4/7 第1回委員会 ・会議の進め方について ・準備会から委員会への引継ぎ議題 ア. 愛称募集(案)について イ. オープニングイベントの検討 ウ. R8年度年間事業計画の共有・承認 ・利用システムについて			▼施設開設 ▼オープニングイベント 11/3～11/23 20日間の実施	▼3月 第3回委員会 ・部会検討状況の共有 ・OPイベント及び施設利用状況の振り返り (日常利用・アンケート結果分析等) ・R9年度「年間事業計画」の検討、確認・承認			
	「利用ルール素案」と予定していた議題は、「利用システム」として微修正。 第1回で予定していた「事業運営方法方針の策定」は第2回の議題に変更。		▼8月 第2回委員会 ・R9年度年間事業計画の提案・意見交換(公用・団体利用集約、事業者提案事項) ・R9年度「市民活動フェア」企画(参画)検討 ・愛称募集(案)最終決定 ・事業運営方針の策定(確認事項・区が取り組むことを整理)	次年度予算要求			▼5月 第1回委員会(R9年度) ・部会検討状況の共有 ・前年度成果を踏まえた本年度以降の目標及び方針の確認 ・中長期的な課題の検討	
「区民活動・交流」、 「文化・芸術」部会	▼5月12日 第1回「区民活動・交流、文化部会」 ・オープニングイベントの企画(参画)検討、全体振付 ・「利用憲章(案)」の検討 ・OPイベントでの課題解決テーマ設定の具体化 ・シード作成検討				▼2月 第3回「区民活動・交流、文化部会」 ・オープニングイベントの振り返り ・利用状況の把握・検討 ・R9年度の施設の活性化に向けた企画・検討 ・R9年度「(仮)市民活動フェア」企画(参画)検討			
	委員会での検討から部会の検討へ変更(具体的な利用をイメージした検討となるため)		▼7月 第2回「区民活動・交流、文化部会」 ・オープニングイベントの企画・参画検討、全体振付 ・R9年度「市民活動フェア」企画(参画)検討 ・「利用憲章(案)」の確定 ・OPイベントでの課題解決テーマ設定の具体化 ・シード作成検討	次年度予算要求			▼4月 第1回「区民活動・交流、文化部会」(R9年度) ・施設の活性化に向けた企画・検討 ・「(仮)市民活動フェア」企画(参画)検討	
みどり部会	▼5月15日 第1回「みどり部会」 ・オープニングイベント(みどり活動)の企画(参画)検討 ・屋上区民花壇等の区民参加事業について				▼2月 「第3回みどり部会」 ・オープニングイベント(みどり活動)の振り返り ・屋上区民花壇等の区民参加事業について ・R9年度の施設の活性化に向けた画・検討 ・R9年度「(仮)市民活動フェア(みどり活動)」企画(参画)検討			
			▼7月 第2回「みどり部会」 ・オープニングイベント(みどり活動)の企画(参画)検討 ・屋上区民花壇等の区民参加事業について ・R9年度「市民活動フェア(みどり活動)」企画(参画)検討	次年度予算要求			▼4月 第1回「みどり部会」(R9年度) ・施設の活性化に向けた企画・検討 ・屋上区民花壇等の区民参加事業について ・「市民活動フェア(みどり活動)」企画(参画)検討	

4/7 第1回事業運営委員会検討報告

1. 事業運営委員会の設立と運営方針

(1)新体制の発足

- ・第1回世田谷区本庁舎等における区民利用交流拠点施設事業運営委員会が開催され、曾田委員長、齋藤副委員長が選出

(2)運営方式の変更

- ・ラウンドテーブル方式を導入し、話しやすい雰囲気作りを重視
- ・一問一答式を廃止し、合議制による運営方式を採用
- 運営事業者が会議の組み立てと進行をサポート

(3)情報共有の改善

- ・コミュニケーションアプリを導入し、オープニングイベントの調整状況を随時共有(予定)

2. 施設運営にあたっての確認事項(準備会からの引継ぎ事項)の確認

(1)利用の基本原則

- ・原則無料で予約不要、気軽に立ち寄れる場作りを目指す
- ・トライアンドエラーが可能な施設運営を実施
- ・区民団体と区職員がオープンな活動に参加し、交流や協働を推進
- ・新たな活動へのチャレンジや活動のバージョンアップ、マッチング支援を提供
- ・汽水域としての活動拠点をを目指す

3. 利用受付システム

(1)システム概要

- ・区の公式 LINE を活用したわかりやすい予約システムを構築中

(2)予約スケジュール

- ・8月に利用案内を送付、9月から予約受付開始
- 基本的に1年後の利用について一括受付を実施
- ・世田谷区民会館の予約受付と合わせて調整し、抽選結果を踏まえて決定

4. オープニングイベント計画

(1)オープニングイベント開催期間

- ・11月3日(火・祝)から23日(月・祝)

(2)参加団体

- ・現在23団体が参加予定(4月7日時点)、音楽を通じた社会貢献活動団体が多数

(3) 実行委員会の設置

- ・イベント全体をディレクションする実行委員会の設置が必要
- ・企画段階から関わりたい団体が 5 団体程度存在
- ・事業運営委員会からも実行委員への参加意向あり

(4) 課題と改善点:

- ・マジョリティである若い世代や子育て世代の参加促進が必要
いままで市民活動に直接接点が無くても、参加することに興味を持ってもらえるようにすることが重要
- ・松陰神社商店街周辺との連携による集客力向上
- ・子どもが主役となるイベントの企画検討

5. 令和 8 年度事業計画

(1) 広場等を活用した賑わい創出事業

- ・各団体と調整して実施

(2) 研修事業

- ・開設前のスタッフ研修
- ・開設後の職員・区民向け研修

(3) 情報蓄積と活用

- ・FM 世田谷との連携、世田谷まちづくりアーカイブスの設置
- ・「今日は〇〇さん」を中心として、多様な交流促進を年間 150 日間、開催予定
- ・若い世代の参画促進、地域コーディネーター研究会の実施

6. 今後の対応事項

- ・4 月 26 日(日)参加団体の対面交流会を開催
- ・利用憲章案の作成及び部会検討
- ・実行委員会設置に向けた具体的な枠組みを検討
- ・近隣商店街・連合会への挨拶
- ・オープニングイベントのキャッチコピーとテーマを実行委員会にて検討

資料7-1

項目	令和7年度									令和8年度									9年度		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
全体スケジュール	▼第4回準備会（8月27日） ・概要、実施方法等について意見集約 ▼第5回準備会（2月） ・予算及び委託仕様を踏まえ、進め方等の再調整・決定 ▼第1回委員会（4月） ▼第2回委員会（8月） ▼第3回委員会（3月） ▼第1回各部会（5月） ・内容の確認・検討 ▼第2回各部会（7月） ・内容の確認・検討 ▼第3回各部会（2月） ・出店内容の確認・検討 ●庁内（外郭含む） 公用申請受付・調整 ●区内活動団体向け 周知・参加受付開始 団体との利用調整 施設全体を活用した区民参加型事業の検討 （案 屋外用のシェードの作成） 周知・PR 施設開設オープニングイベント 令和9年度市民活動フェアイベントの検討																				
参加申し込み団体、区公用事業との調整	進め方、考え方 企画段階から団体へ参加を促し、区と団体と協働で作上げていく。 ▼1/8参加団体へ申し込み状況や今後の進め方等をメール 区と運営事業者がニーズや部会等の意見を踏まえ、イベント全体を利用調整。 ▼3/4参加団体へのイベントの説明、意見交換（対面またはリモート） 複数回リモート等での打ち合わせを随時行う。 ▼4/26参加団体と区の顔合わせ、交流会等にて企画内容を具体化 区公用事業とマッチングした団体とをつなぐ（協働） イベント終了後も、定期的に交流を図り、令和9年度市民活動フェアイベントの参加や継続的な施設利用を促す。																				
愛称募集	進め方、考え方 ○施設がまだなく、応募者がイメージしづらいことから、施設開設とあわせ募集し、令和8年度末までに決定する。 ○仮称を委員会で決定し、考える一助にいただく案 施設全体⇒協働プレイス 屋内⇒協働ラボ 屋外⇒協働スクエア 屋上⇒協働ガーデン ▼1/9～16準備会委員に事前の意見集約 ▼第5回準備会にて意見集約状況報告 ▼第1回委員会（4月） 愛称募集（案）の確認・検討 ▼第2回委員会（8月） 愛称募集（案）の確定 ▼第3回委員会（3月） と同日に選定委員会を実施し、愛称決定 愛称募集（施設見学可） 選定 愛称決定後、サイン等の変更 ロゴ等の作成																				
（仮称）利用憲章	進め方、考え方 ○施設の意義や理念を理解いただくため、禁止行為や遵守事項ではなく、（仮称）利用憲章を作成し、施設に掲示する。 ○作成にあたっては、委員会で素案をまとめ、オープニングイベント期間中に区民参加のワークショップにて複数回検討し、オープニングイベントフィナーレイベント時（11月23日最終日）にお披露目する。 委員会での検討から部会の検討へ変更（具体的な利用をイメージした検討となるため） ▼第1回各部会（5月） ・素案の確認・検討 ▼第2回各部会（7月） ・素案の確定 ▼利用受付開始（8月） 利用案内配布、利用受付システム公開 複数回WS⇒決定 施設内に掲示、団体登録等の際に説明 利用ルール検討、利用案内、利用受付システム構築																				
▼その他、特定の課題（ごみ処理や紙のデジタル化）への対応や、イベント期間中の活動内容や結果、反省点等について団体から団体へ引き継いでいくような企画も検討する。																					

資料7—2は
非公表

資料7—3は
非公表

オープニングイベント参加団体 交流会

1. 目的

オープニングイベント参加団体同士の顔合わせおよび相互理解を深め、今後のコラボレーションや連携につながるきっかけづくりの場とする。

2. 開催概要

日 時:2026年4月26日(日)13:00~16:00

会 場:せたがやイーグレットホール 2 階ラウンジ

参加者:オープニングイベント参加団体(参加数:20団体 25名)

主 催:世田谷区

進 行:事業者(株)JTB コミュニケーションデザイン、(株)世田谷サービス公社)

3. 次第

(1)オープニングイベント方針説明

(2)新庁舎プチ見学ツアー

(3)団体自己紹介

(4)交流タイム

4. オープニングイベントの方針

(1)基本目的

- ・施設をさまざまな使い方で実際に使用してみること
- ・今後継続的に使用していくことに繋げること
- ・区民の「やってみたい」を支える施設として実現に繋げること

(2)運営方針

- ・施設利用者ではなく、みんなで工夫して作っていく場所として位置づけ
- ・各団体の「やってみたい」を共有
- ・新たな交流を生み出すことを重視
- ・参加者主体の実行委員会形式で進行

5. 全体交流会

(1) 実施結果

- ・参加団体同士が直接つながる貴重な場となり、連携により可能性が広がった
- ・分野別の連携、関心テーマに分かれオープニングイベントや拠点の利用について以下6グループに分かれて意見交換
(事務局より補足: アイディアや希望を共有のため、決定事項ではありません。)

① 子育て支援・相談の場づくり

- ・子育て世代に対するミニ相談会
- ・他団体とコラボして子育てイベントの開催

② 若者の居場所づくり

- ・各団体が様々なアイディアや意見を共有し、オープニングイベントのみならずイベントスペース活用に向けた企画を検討

③ 高齢者を含めた多世代交流

- ・各団体が開催しているイベントの悩みを共有
- ・新しくオープンするスペースを利用した、イベントスペースの確保
- ・団体の活動を実現するため、助成金の活用

④ 障害者支援

- ・ボッチャやゴルフなどで障害者の活動支援
- ・障害のある子どもたちの発表の舞台とした、新しいスペースの利用方法の検討

⑤ 音楽・地域文化の活性化

- ・11月10日(火)交流スペースを舞台仕様にする
- ・団体同士で一緒にステージを作りたい
- ・音量の工夫をする(住宅側に音がいかないよう気を付ける)

⑥ NPO 活動の連携・情報共有(ボランティア等)

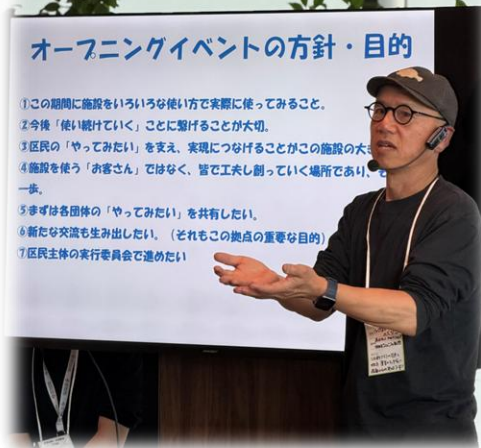
- ・価値観やイベントへの関心の違いから、集客に課題があるため、各団体で連携し、アイディアを出し合いながら協力体制を構築
- ・会場利用方法や施設でのイベント時の運用ルールについての確認

6. 今後の流れ

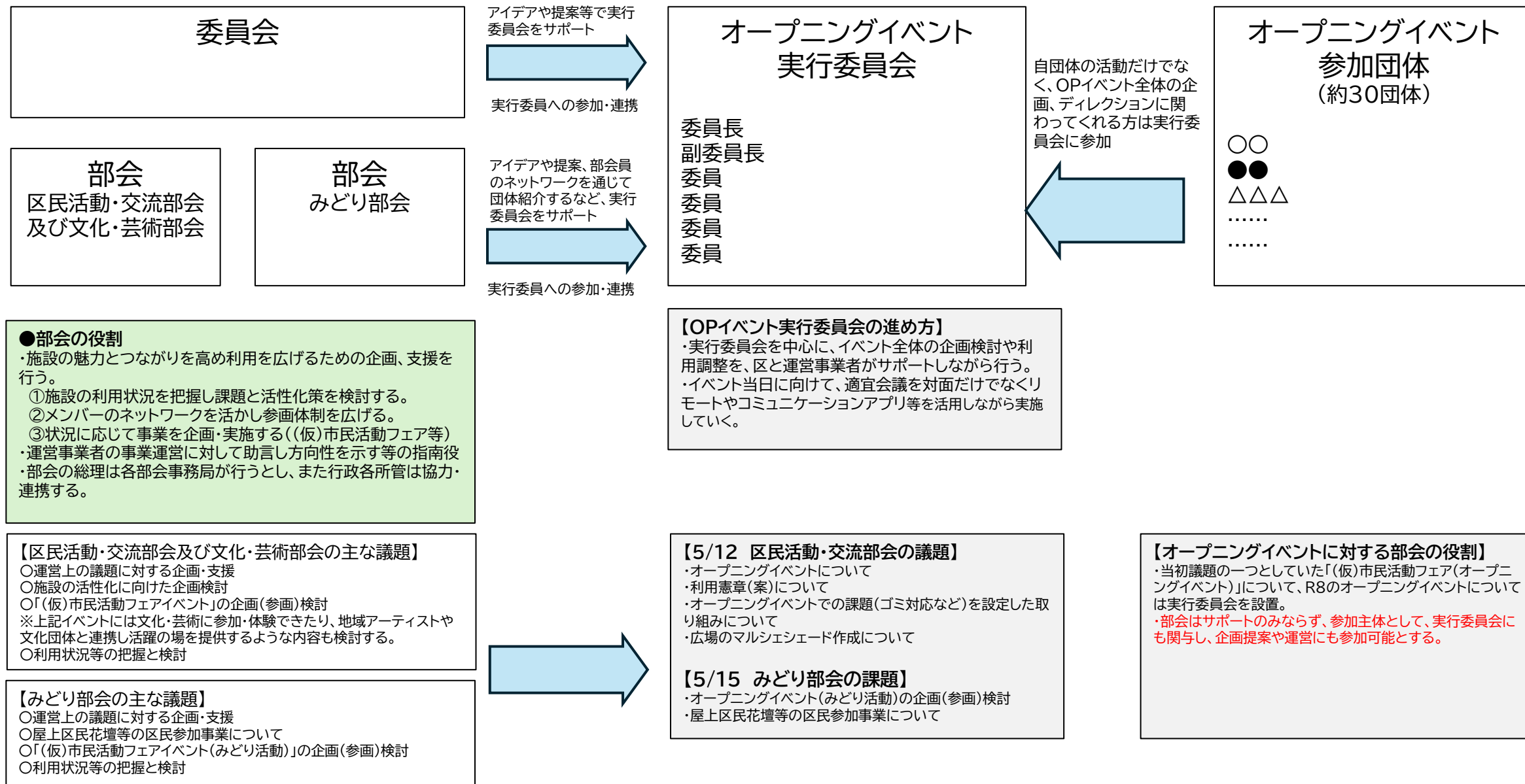
- ・各団体からの企画検討進捗の確認(5月11日(月)までに第1案提出)
- ・オープニングイベントに向けた実行委員会設置の検討
- ・継続的な情報共有ツールの導入検討

交流会での様子

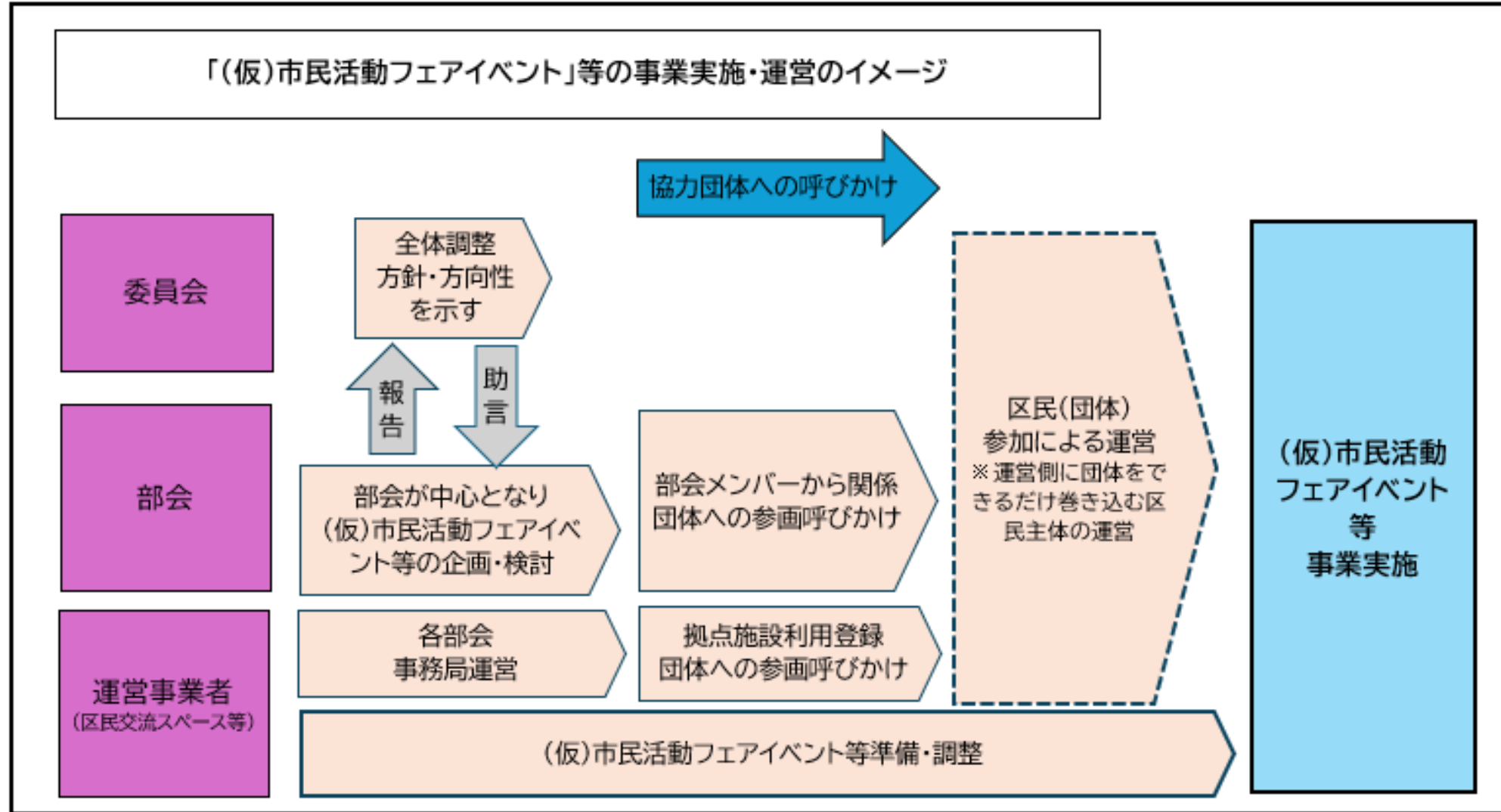
資料8-2



令和8年度 オープニングイベント実行委員会のイメージ



令和9年度以降 「(仮)市民活動フェアイベント」等の事業実施・運営のイメージ



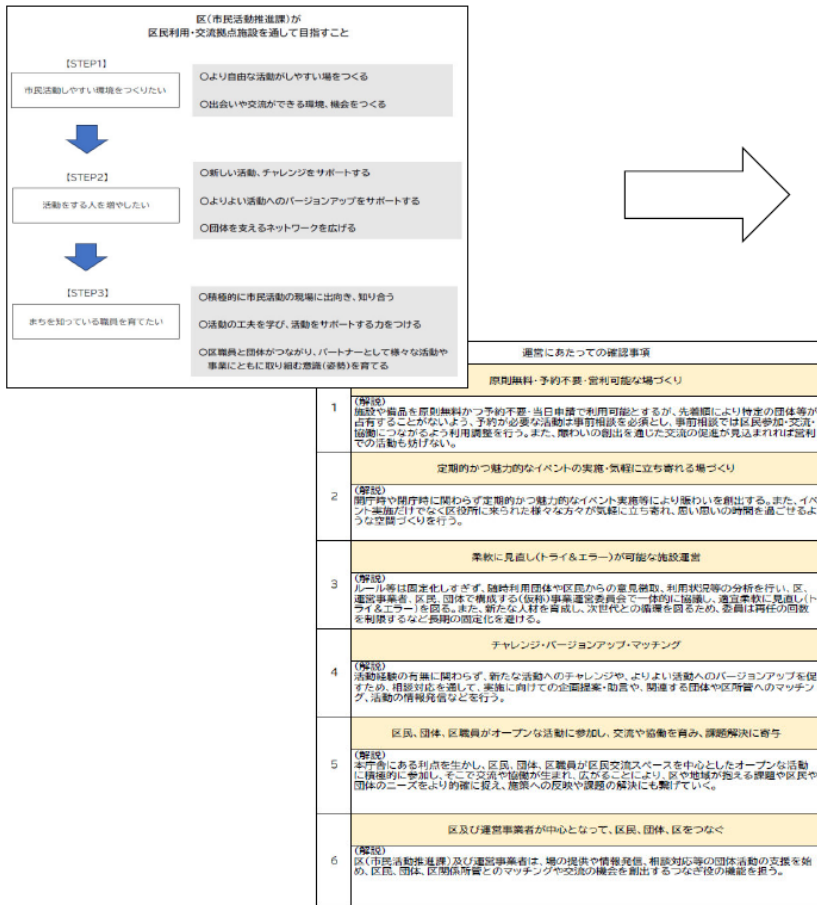
憲章に取り込みたい項目(案)

1. 今までの区・公共施設の概念ではないことにチャレンジ
例)原則無料、予約なし、営利目的
2. 多くの人たちが来たくなるための仕掛けを積極的に作ること
例)〇〇を定期的開催
3. トライアンドエラーを可能にしていくための仕組みが必要
ルールや使い方を改善していくためのやり方が大切
4. 区民の「やりたい」を実現する場であること
5. 汽水域
6. 運営団体、区民をつなぐ場として交流・連携の機会を増やすこと

○施設利用ルール案(利用憲章)

準備会で検討させていただいた運営にあたっての確認事項、団体活動や個人利用にあたってのルール等について、禁止行為や遵守事項としてではなく、利用憲章として作成し、施設内に掲示したい。

作成にあたっては、運営委員会での意見をまとめ、令和8年11月のオープニングイベントで案としてお示しし、区民からの意見も含め決定していきたい。



区民利用・交流拠点施設利用憲章(イメージ)

この施設は、区民・団体・区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現するための「区民自治と協働・交流の拠点」です。

この施設の限りのない発展のためにはこの施設を利用する皆さんのつながり合い、助け合い、支え合いが大変重要になります。

この施設で区民・団体・区職員が一緒になってよりよいまちづくりに向けた、オープンなイノベーションを創出していきます。

①この施設の意義

- ・みんなが自由に活動でき、憩える場です。
- ・沢山の出会いや交流ができる環境、機会をつくる場です。
- ・トライ&エラーで取り組んでいく場です。
- ・活動へのチャレンジやバージョンアップをサポートする場です。
- ・活動する、参加するみんながつながり、協働を実践する場です。

②活動理念

- ・沢山のひとと知り合おう。
- ・アイデアを出し合い、みんなで共有しよう。
- ・関心のない人も巻き込んでみよう。
- ・勇気を出して参加してみよう、誘ってみよう。
- ・ここでの活動を地域でもやってみよう。

③施設利用の心得

- ・みんなで譲り合って使おう。
- ・建物や備品は大事に使おう。
- ・利用したら、次の人のためにもっときれいにしよう。
- ・個人のごみは持ち帰ろう。
- ・活動時のごみはできるだけ減らして分別しよう。

○施設利用ルール案(ごみ、飲酒)

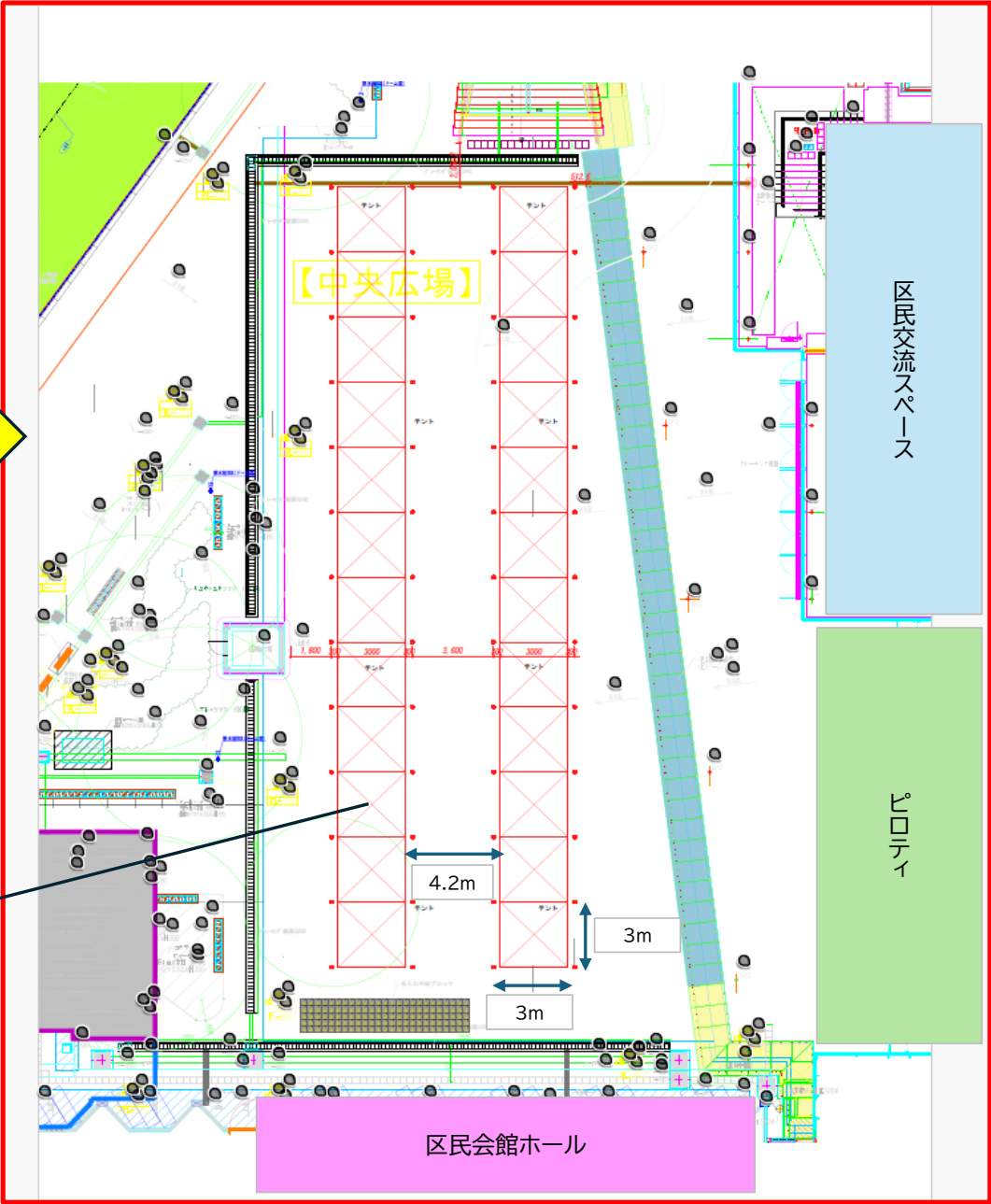
利用内容	実質的主体	場所	ごみ				飲酒		
			ごみの想定	ごみ箱の設置	区庁含での処分の可否	備考	飲酒を伴う活動の想定	可否	備考
活動利用 (団体・個人)	NPO団体等 NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人 など ※個人による活動も含む	屋内 (交流スペース、交流室、エントランスホール等)	・会議で使用する紙などの消耗品ごみ ・ワークショップや展示等で使用する物品や段ボール、表示物などのごみ ・交流会などの飲食ごみ(生ごみ含む)	しない ※主催者が自主的に設置することは可とする	○	ごみ袋は自前で用意の上、区庁舎内での廃棄ルールに沿った(プラは事業系ごみなど)分別及び、排出量の抑制(同種をまとめる・重ねる等)を利用者が行った上で、運営事業者に引き渡し廃棄する。 (区負担での廃棄)	・交流会	○ 平日 17:30 ～ 22:00 土日祝 9:00 ～ 22:00	飲酒によるトラブルについて、主催者が責任を持って対応することを前提に可とする。 ※マルシェ、興行イベントでお酒を購入した来場者が個人利用スペースで飲むことも可
		屋外 (広場、ピロティ、屋上庭園)	・イベントで使用する物品や段ボール、表示物などのごみ ・マルシェやイベント時の飲食ごみ(生ごみ含む)		○		・マルシェやイベント時の飲食物の提供		
	民間企業等 株式会社、有限会社、学校法人、医療法人等	屋内 (交流スペース、交流室、エントランスホール等)	・ワークショップや講座・セミナー等で使用する物品や段ボール、表示物などのごみ ・(キッチン付き交流室)子ども食堂実施時の飲食ごみ(生ごみ含む)		×	他事業の例に鑑み、持ち帰り対応とする。	—		
		屋外 (広場、ピロティ、屋上庭園)	・興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ)等に伴う各種ごみ		×		・興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ)等		
公用利用(区事業による利用)		屋内屋外いずれも	・各部による事業実施に伴う各種ごみ		○	運営事業者への引き渡しによる処分ではなく、各所管部にて廃棄。	・〇〇祭り等、イベント時の飲食物の提供		
個人利用(活動利用を除く)		屋内屋外いずれも	・学習利用に伴う消耗品ごみ ・売店での購入や持ち込みによる飲食ごみ(生ごみ含む)	しない	×	売店で購入したものについては、売店設置のごみ箱への廃棄が可能	・持ち込みによる飲酒 ※交流スペース内の売店では酒類は販売しない	×	
(参考) 運営事業者の業務利用		屋内屋外いずれも	・広場を活用した賑わい創出事業等、事業者の自主的な事業実施に伴い生じるごみ ・休憩時間等に生じる飲食ごみ	しない ※事業者が自主的に設置することは可 ※休憩室には職員用のごみ箱あり	○	NPO団体等の取り扱いと同様。	・広場を活用した賑わい創出事業等、事業者の自主的な事業実施	○	上記活動利用の場合と同様



図はマルシェ利用時のテントを配置するイメージ例を示しています。テントは3m×3mのものを購入予定で、赤の点はテントを固定する際に使用するアンカーボルトを地面に設置するアンカーモックアップの位置を示しています。赤の点の位置であればアンカーボルトを設置することができ、ボルトとテント上部をロープ等で結べば、多くのおもりを使用せずテントを固定することができます。



アンカーボルト (イメージ)



青山ファーマーズマーケットのようなテントとテントの間につなげるカラフルなシェードを区民参加で作成したい。

(参考)青山ファーマーズマーケット

